

## 第20号の3 様式記載要領

- 1 この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。
- 3 ※印の欄は記載しないこと。
- 4 平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告にあつては、法人番号欄に法人番号（マイナンバー：13桁）を記載すること。
- 5 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 7 「前期未現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第1項第4号の5ロ、ハ又はホ（政令第45条の5において準用する政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
- 8 「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、地方税法第15条の4第1項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

注) 平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る「予定申告税額②」については、以下のとおり計算すること。

①×4.7／前事業年度又は前連結事業年度の月数

上記以外の場合は、①×6／前事業年度又は前連結事業年度の月数 で計算すること。

この金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。

### ● 照会場所

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

**静岡市役所**

電話 (054) 254-2111(代)

● 申告については、市民税課 法人課税係へ

● 収納については、納税課 納税推進係へ

